

事務連絡
令和3年4月8日

障害福祉サービス事業者 代表者 様

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課長
ユニバーサル推進課長

「まん延防止等重点措置」の実施に伴う感染拡大防止の取組の徹底等について
(周知・協力依頼)

平素は、本県の障害福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。また、日頃より、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に御尽力いただきまして感謝申し上げます。

さて、今般、新型コロナウイルス感染症の感染が再び拡大していることから、本県は、4月2日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項の規定に基づき、まん延防止等重点措置実施区域に指定されました。

このため、本県では、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を改定し、4月5日から5月5日までを「まん延防止等重点措置実施期間」として、まん延防止等重点措置を実施することとしています。

(URL: <https://web.pref.hyogo.lg.jp/>)

各障害者支援施設、障害福祉サービス等事業者の皆様におかれましては、長期に渡って緊張感の続く中での業務が継続し、負担の大きい中ではありますが、引き続き、感染拡大防止の取組を徹底いただくとともに、その際には、特に下記の点に御留意いただきますようお願いいたします。

記

- 1 別添のとおり、今年度の予算等を踏まえ、改めて新型コロナウイルス感染症に関する対応場面ごとに活用が可能な支援施策の一覧をまとめていますので、あらかじめ内容を把握いただき、必要に応じて活用いただきますようお願いいたします。
- 2 「まん延防止等重点措置実施区域」の対策として、障害者支援施設等の従業者等に対する検査の実施が挙げられています。
検査の実施方針については、新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針のとおりですので、改めまして、健康福祉事務所から要請等があった場合の迅速な検査の実施への協力、任意の検査の積極的な活用等をいただきますようお願いいたします。(令和3年3月29日付け通知「障害者支援施設等での感染防止対策の徹底及び検査の実施について」も御参照ください。)

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針（抄）

- 医療機関や社会福祉施設、学校などで陽性者が確認され、感染の拡がりが見られるなど、クラスター（集団感染）の発生が懸念される場合には、濃厚接触者以外にも幅広く関係者を対象として検査を実施する。
特に社会福祉施設等では、職員、入所者等で発熱や呼吸器症状等を呈している場合は、陽性者の有無に関わらず、これらの者や関係者に対して、幅広く迅速かつ積極的に検査を実施する。
更に、希望する社会福祉施設等を対象として新規就労職員及び新規入所者（ショートステイも含む）に対してPCR検査を実施する。
- 感染多数地域の高齢者入所施設の従事者を対象に3月末まで実施している集中的検査の範囲を拡大し、県内全域（保健所設置市を除く）の高齢者・障害者入所施設の従事者を対象とした集中的検査を6月末までに実施する。

3 本県では、新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針にも記載のあるとおり、

- ・ 県看護協会と連携し、感染者等が発生した場合に、施設の依頼により感染管理認定看護師等を派遣し、初動体制構築の指導を行う
 - ・ やむを得ず感染者が施設で療養する場合に、医師や看護師の配置等、適切な健康管理体制の確保を行う施設に必要な経費を支援する
 - ・ 同一施設・法人で可能な限りの対応をしたにもかかわらず職員が不足する場合における協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する
- 等による支援がありますので、あらかじめ御承知置きいただき、事案の発生に備えた事前の準備をいただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針（抄）

- 入所者が感染した場合、入院又は宿泊施設での療養を原則とするが、患者の状況や入院調整の状況等によっては、当該施設において療養することもあり得るものとし、患者を健康管理する当該施設に対し、サービス継続支援事業等で賄えない経費について、医師の配置等、適切な健康管理体制の確保に必要な経費を支援する。
 - ・ 対象経費 健康管理にかかる医師、看護師等人件費、従事者宿泊費、防護具等（支援金額例）感染者30人規模、健康管理30日間で想定した場合 概ね750万円
- 高齢者、障害者等の施設において、（中略）新型コロナウイルス感染症患者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する。